

令和3年福島県沖を震源とする地震により被害を受けられました皆さまへ

## 保険契約の更新手続きに関する特別措置のお知らせ

令和3年福島県沖を震源とする地震により被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。当社では、下記の窓口におきまして、契約者の皆さまからのお問い合わせ、被害のご連絡・ご相談を承っておりますのでご案内申し上げます。

### 災害救助法適用地域にお住まいの契約者の皆さまへ

当社では、災害救助法が適用された地域にお住まいの契約者の皆さまを対象に、更新手続き（契約のお申込みと保険料のお支払い）につきまして、災害救助法が適用された日から最大2ヶ月間猶予する特別措置を実施いたします。これらの措置の適用をご希望の皆さまは、下記の当社受付窓口までお申し出ください。

お客様相談室フリーダイヤル： 0120-936-269 （受付時間： 平日9：00～18：00）

### 【災害救助法適用地域と法適用日】

適用都道府県	適用地域	法適用日
福島県	【福島県】 福島市（ふくしま し） 郡山市（こおりやま し） 白河市（しらかわ し） 須賀川市（すかがわ し） 相馬市（そうま し） 南相馬市（みなみそうま し） 伊達市（だて し） 本宮市（もとみや し） 伊達郡桑折町（だて ぐん こおり まち） 伊達郡国見町（だて ぐん くにみ まち） 岩瀬郡鏡石町（いわせ ぐん かがみいし まち） 大沼郡会津美里町（おおぬま ぐん あいづみさと まち） 双葉郡広野町（ふたば ぐん ひろの まち） 双葉郡檜葉町（ふたば ぐん ならは まち） 双葉郡富岡町（ふたば ぐん とみおか まち） 双葉郡浪江町（ふたば ぐん なみえ まち）	2月13日

適用都道府県	適用地域	法適用日
	相馬郡新地町(そうま ぐん しんち まち)	

以上